

第161期 定時株主総会招集ご通知



日時：2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所：有明セントラルタワー
ホール&カンファレンス 4階ホールB
東京都江東区有明三丁目7番18号

決議事項：

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

インターネット又は郵送による
議決権行使の期限
2025年6月26日（木曜日）
午後5時まで

※詳細は3頁参照

電子提供制度のご案内

書面交付請求をされていない株主様には、
招集ご通知（要約版）をお送りしています。
株主総会資料は、本ご通知でご案内
のウェブサイトにてご確認ください。

（書面交付請求をされた株主様には、従前どお
りの招集ご通知をお送りしております）

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

株主の皆様へ

証券コード 7731
発送日 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株式会社 **ニコン**

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第161期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けします。

1917年の創立以来、ニコンは光の可能性に挑み、新たな価値を提供し続けてきました。次の時代においても社会やお客様の期待にお応えすべく、企業理念である「信頼と創造」に基づき、中期経営計画において「お客様の欲しいモノやコトをお客様にとって最適な方法で実現」することを目指し、完成品・サービス・コンポーネント一体でのソリューション提供を全社方針に定めています。

今後も、2030年のありたい姿「人と機械が共創する社会の中心企業」の実現に向けて、培ってきた光利用技術と精密技術をコアとした、多様な製品やサービスの展開を通じて社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役 兼 会長執行役員
CEO
馬立 稔和

代表取締役 兼 社長執行役員
COO
徳成 旨亮

第161期定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に関しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。また、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社名又は証券コード（7731）を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR 情報」を選択してご覧ください。

当社ウェブサイト

https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



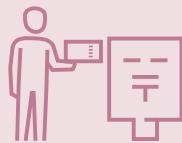
1	 日時	2025年6月27日（金曜日）午前10時	
2	 場所	有明セントラルタワー ホール&カンファレンス 4階ホールB 東京都江東区有明三丁目7番18号	
3	 目的事項	報告事項	1. 第161期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第161期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
		決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

ご案内事項

- 法令及び当社定款第16条第2項に基づき、本招集ご通知に以下の事項は掲載しておりません。監査等委員会及び会計監査人は、各ウェブサイトに掲載した下記書類を含めた監査対象書類を監査しております。
事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「当社の主要な借入先の状況」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「社外役員に関する事項」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 法令に基づき、交付書面の送付は、2025年3月31日までに書面交付請求の手続きを完了した株主様に限らせていただいております。
- 本紙及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により行使いただくことが可能です。

当日ご出席の場合	当日ご欠席の場合	
株主総会へのご出席	インターネット	郵送
		
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください	次頁を参照のうえ、賛否をご入力ください	同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください
開催日時	行使期限	行使期限
2025年6月27日（金） 午前10時	2025年6月26日（木） 午後5時まで	2025年6月26日（木） 午後5時必着

事前質問の受付

2025年6月6日（金曜日）午前10時から6月18日（水曜日）午後5時まで、本総会の目的事項について、下記サイトにてご質問をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項について、株主総会で回答させていただく予定です。

	ウェブサイト	https://q.srdb.jp/7731/	
---	---------------	---	--

- ご質問は、株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。お一人様につき1問400字以内とさせていただきます。
- 事前にいただいたご質問全てに回答することをお約束するものではありません。個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。

事前質問のサイトに関するお問い合わせ先 **kabu@takara-print.co.jp**

（当社委託先:宝印刷株式会社）平日17時以降及び土日祝日のお問い合わせは翌営業日の回答となります。

ご留意事項

- 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- 議決権行使書に議案の賛否が記載されていない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。ご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下のいずれかの方法で議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使くださいますようお願いいたします。

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取る方法

スマートフォン等で議決権行使書用紙に記載したQRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書用紙の副票（右側）

「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって
行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト [\[https://evote.tr.mufg.jp/\]](https://evote.tr.mufg.jp/) を入力いただくか、右記のQRコードを読み取って議決権行使サイトにアクセスしてください。

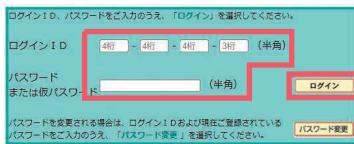


1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側） に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料/受付時間9時～21時)

ご参考

機関投資家の皆様は、事前に申し込みされた場合に限り、株式会社IC³が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきますようお願い申し上げます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分は持続的成長に向けた投資（戦略投資、R&D、設備投資）を強化するとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 25円 配当総額 8,220,704,100円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年 6月30日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金50円となります。

(ご参考)

		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり 配当	中間	20円	25円	25円
	期末	25円	25円	25円 (予定)
	年間	45円	50円	50円 (予定)
自己株式取得		300億円	—	300億円

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願い申し上げます。なお、本議案に関し、監査等委員会より指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **再任**

1 うまたて としかず
馬立 稔和



■ 生年月日
1956年3月1日

■ 所有する当社株式の数
現に所有する普通株式 121,189株
潜在的に所有する普通株式 214,700株

■ 取締役在任年数 6年

■ 取締役会出席回数 17/17回

■ 当社における担当 CEO

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2005年6月 当社執行役員
2012年6月 当社常務執行役員
2019年4月 当社社長執行役員
2019年6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
2020年4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
2024年4月 当社代表取締役 兼 会長執行役員（現在に至る）

取締役候補者とした理由

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長、半導体装置事業部長等を歴任しました。現在は、最高経営責任者（CEO）としてグループ全体の経営を統括し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役候補としました。

候補者番号 **再任**

2 とくなり むねあき
徳成 旨亮



■ 生年月日
1960年3月6日

■ 所有する当社株式の数
現に所有する普通株式 58,572株
潜在的に所有する普通株式 56,600株

■ 取締役在任年数 5年

■ 取締役会出席回数 17/17回

■ 当社における担当 COO

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
2009年6月 同行執行役員
2011年6月 同行常務執行役員
2012年6月 同行常務取締役
2013年6月 同行専務取締役
2015年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役員常務 グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役CFO
2016年5月 同社取締役執行役員専務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役CFO
2018年6月 同社執行役員専務グループCFO 兼 株式会社三菱UFJ銀行取締役専務執行役員CFO
2020年4月 当社専務執行役員
2020年6月 当社取締役 兼 専務執行役員
2024年2月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員
2024年4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員（現在に至る）

取締役候補者とした理由

徳成旨亮氏は、信託銀行や商業銀行でCFOを歴任するなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当社ではCFOとして財務にとどまらない視点で全社戦略を推進しました。現在は、最高執行責任者（COO）としてCEOと共同でグループ全体の経営を統括し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役候補としました。

候補者番号 **再任**
3 おおむら やすひろ
大村 泰弘



■ 生年月日
1968年7月25日

■ 所有する当社株式の数
現に所有する普通株式 35,566株
潜在的に所有する普通株式 40,300株

■ 取締役在任年数 1年

■ 取締役会出席回数 12/13回

■ 当社における担当 CTO、ヘルスケア事業部長、生産本部担当

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
 2019年4月 当社執行役員
 2021年4月 当社常務執行役員
 2024年4月 当社専務執行役員
 2024年6月 当社取締役 兼 専務執行役員（現在に至る）

取締役候補者とした理由

大村泰弘氏は、入社以来、主に光学設計に従事し、精機事業部の光学設計部長、光学本部長、経営戦略本部長などを歴任しました。光学機器の性能の根幹である光学技術に関して高い専門性を有し、現在は、最高技術責任者（CTO）としてグループ全体の技術戦略を統括しています。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材であることから、取締役候補としました。

候補者番号 **再任** **社外** **独立**
4 ひるた しろう
蛭田 史郎



■ 生年月日
1941年12月20日

■ 所有する当社株式の数
現に所有する普通株式 3,900株
潜在的に所有する普通株式 0株

■ 取締役在任年数 6年

■ 取締役会出席回数 17/17回

■ 当社における担当 取締役会議長

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1964年4月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）入社
 1997年6月 同社取締役
 1999年6月 同社常務取締役
 2001年6月 同社専務取締役
 2002年6月 同社取締役副社長
 2003年4月 同社代表取締役社長
 2010年4月 同社取締役最高顧問
 2010年6月 同社最高顧問
 2013年6月 同社常任相談役
 2016年6月 同社相談役
 2019年6月 当社社外取締役
 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）
 2024年6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

蛭田史郎氏は、旭化成株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行っていただくとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与していただくことを期待して、社外取締役候補としました。

候補者番号	再任	社外	独立	
	たつおか	つねよし		
5	立岡	恒良		
■ 生年月日	1958年1月29日			
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式			
	2,000株			
	潜在的に所有する普通株式			
	0株			
■ 取締役在任年数	3年			
■ 取締役会出席回数	16/17回			
■ 当社における担当	—			

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
 2010年1月 内閣官房内閣審議官
 2011年8月 経済産業省大臣官房長
 2013年6月 経済産業事務次官
 2015年7月 退官
 2022年6月 当社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

三菱商事株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

立岡恒良氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、経済産業省において要職を歴任し、産業政策、経済政策に関する卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行っていただくとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与していただくことを期待して、社外取締役候補としました。

候補者番号	新任	社外	独立	
	なかた	たくや		
6	中田	卓也		
■ 生年月日	1958年6月8日			
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式			
	0株			
	潜在的に所有する普通株式			
	0株			
■ 取締役在任年数	— 年			
■ 取締役会出席回数	— 回			
■ 当社における担当	—			

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 日本楽器製造株式会社（現 ヤマハ株式会社）入社
 2006年6月 同社執行役員
 2009年6月 同社取締役 執行役員
 2010年4月 ヤマハコーポレーションオブアメリカ取締役社長
 2010年6月 ヤマハ株式会社上席執行役員
 2013年6月 同社代表取締役社長
 2017年6月 同社取締役 代表執行役社長
 2024年4月 同社取締役会長（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

ヤマハ株式会社 取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中田卓也氏は、ヤマハ株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行っていただくとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与していただくことを期待して、社外取締役候補としました。

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定める独立役員候補者

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役萩原哲、千葉通子の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願い申し上げます。なお、本議案に関し、監査等委員会の同意を得ております。候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	再任		
1	はぎわら	さとし	
	萩原	哲	
■ 生年月日	1961年7月18日		
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式		
	22,100株		
■ 潜在的に所有する普通株式	63,600株		
■ 取締役在任年数	4年		
■ 取締役会出席回数	17/17回		
■ 監査等委員会出席回数	12/12回		
■ 当社における担当	—		

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2015年6月 当社執行役員
 2017年6月 当社取締役 兼 常務執行役員
 2020年6月 当社常務執行役員
 2021年6月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）

取締役候補者とした理由

萩原哲氏は、入社以来、主に財務・経理部門に従事し、財務・経理本部長、経営戦略本部長を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性と卓越した見識を有し、当社経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上に寄与する適切な人材であることから、取締役候補としました。

候補者番号	再任	社外	独立
2	ちば	みちこ	
	千葉	通子	
■ 生年月日	1961年6月27日		
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式		
	0株		
■ 潜在的に所有する普通株式	0株		
■ 取締役在任年数	2年		
■ 取締役会出席回数	17/17回		
■ 監査等委員会出席回数	12/12回		
■ 当社における担当	—		

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 東京都庁入庁
 1989年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
 1993年3月 公認会計士登録
 2010年7月 新日本有限責任監査法人（現同上）シニアパートナー
 2013年8月 同監査法人 社員評議会評議員
 2016年2月 同監査法人 社員評議会副議長
 2016年9月 千葉公認会計士事務所開設（現在に至る）
 2022年4月 金融庁公認会計士・監査審査会委員（現在に至る）
 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

株式会社NTTドコモ 社外取締役（監査等委員）
 三井不動産株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千葉通子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、監査法人において、さまざまな監査業務に責任者として関与するなど、企業会計及びガバナンスに関する卓越した見識を有していることから、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくことを期待して、社外取締役候補としました。

- (注) 1. 第2号議案及び第3号議案の各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 第2号議案の候補者である蛭田史郎及び立岡恒良の各氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して各氏を独立役員として届け出しています。なお、各氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって蛭田史郎氏は6年、立岡恒良氏は3年となります。また、第2号議案の候補者である中田卓也氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定です。
3. 第3号議案の候補者である千葉通子氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出しています。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合には、当社と第2号議案の候補者である蛭田史郎及び立岡恒良並びに第3号議案の候補者である萩原哲及び千葉通子の各氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、また、当社と第2号議案の候補者である中田卓也氏との間では、当該契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
5. 第2号議案の候補者である馬立稔和、徳成旨亮、大村泰弘、蛭田史郎及び立岡恒良並びに第3号議案の候補者である萩原哲及び千葉通子の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、第2号議案の候補者である中田卓也氏は、第2号議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しています。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しています。
6. 第2号議案の候補者である中田卓也氏が2025年3月まで社外取締役に就任しておりましたヤマハ発動機株式会社は、2024年6月に、同社が販売した二輪車の型式指定申請に関する不適切事案が判明したことを公表しました。同氏は、当該事案が判明するまでは当該事案を認識しておりませんでした。平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後は、事実関係の徹底した調査、再発防止に向けた内部統制の強化やコンプライアンスのさらなる徹底について提言を行うなど、その職責を適切に遂行しました。
7. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬型ストックオプション制度で付与された新株予約権が行使された場合に交付される予定の株式数をご参考に示しているものです。なお、監査等委員である取締役が保有する新株予約権は、当該監査等委員である取締役が監査等委員以外の取締役又は執行役員の在任期間中に付与されたものです。

(ご参考) 第161期定時株主総会後の取締役 (予定)

氏名	性別	当社における地位	社外取締役の 主な経歴	2024年度の出席状況				2025年度の予定		取締役に期待する知見・経験						
				取締役会	監査等 委員会	指名審議 委員会	報酬審議 委員会	指名審議 委員会	報酬審議 委員会	企業経営・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・ 会計/M&A	グローバル ビジネス	テクノロジー	
馬立 稔和	男性	取締役 代表取締役	—	17/17回	—	7/7回	3/3回	○	○	●				●	●	
徳成 旨亮	男性	取締役 代表取締役	—	17/17回	—	7/7回	2/2回	○	○	●	●		●			
第2号議案 大村 泰弘	男性	取締役	—	12/13回	—	—	—			●				●	●	
蛭田 史郎	男性	取締役 取締役会議長	旭化成株式会社 代表取締役社長	17/17回*	5/5回	7/7回*	1/1回	○*		●	●				●	
立岡 恒良	男性	取締役	経済産業事務次官	16/17回	—	2/2回	2/2回		○		●	●		●		
中田 卓也	男性	取締役	ヤマハ株式会社 代表取締役社長	—	—	—	—		○*	●	●				●	
第3号議案 萩原 哲	男性	取締役 常勤監査等委員	—	17/17回	12/12回	—	—			●	●		●			
千葉 通子	女性	取締役 監査等委員	公認会計士	17/17回	12/12回	—	2/2回		○		●	●	●			
菊地 誠司	男性	取締役 常勤監査等委員	—	13/13回	7/7回	—	—				●		●	●		
任期中 村山 滋	男性	取締役 監査等委員会委員長	川崎重工業株式会社 代表取締役社長	17/17回	7/7回*	9/9回	1/1回	○		●				●	●	
山神 麻子	女性	取締役 監査等委員	弁護士	16/17回	12/12回	8/9回	—	○			●	●		●		

※：議長、委員長（2024年度は、第160期定時株主総会後の状況を記載）

(注)1. 取締役会議長、代表取締役、監査等委員会委員長及び常勤監査等委員、指名審議委員会・報酬審議委員会の委員及び委員長は、それぞれ定時株主総会後の取締役会又は監査等委員会で決定する予定です。

当社では、経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、企業経営・経営戦略、内部統制・ガバナンスといった知見・経験や、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を下表のとおり選定し、指名審議委員会における審議のうえ、決定しています。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成としています。

各スキルの定義
企業経営・経営戦略 企業経営や経営戦略の策定・実行に関する知見・経験
内部統制・ガバナンス 健全かつ効率的な企業運営に向けた内部統制・ガバナンス体制の構築・運用に関する知見・経験
法務・リスク管理 適切な事業活動の維持に向けた法務・リスク管理に関する知見・経験
財務・会計/M&A 強固な財務基盤の構築を支える財務・会計に関する知見・経験／持続的な成長に向けたM&Aに関する知見・経験
グローバルビジネス グローバルな企業経営や事業展開に関する知見・経験
テクノロジー 研究開発・設計・生産技術にかかる戦略の策定・実行に関する知見・経験

2. 出席状況は、各氏の就任中の開催回数及び出席回数を記載しています。
 3. 各取締役が保有しているスキルのうち、特に期待する知見・経験を3つまで記載しています。

(ご参考) 社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断します。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者又は出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先又はその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループ又は当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

(ご参考) 政策保有の方針及び政策保有株式の状況

当社の政策保有株式に関する方針は以下のとおりです。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有株式毎に、その事業戦略上の意義及び合理性、株主総利回りや関連取引収益などの保有に伴う便益・リスク、当社の資本コストその他の観点も踏まえ、取締役会において定期的に検証・評価を実施し、その結果、保有の必要性・合理性が低いものについては売却の可能性を含め、慎重に検討します。

また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等の観点より、個別議案毎に賛否を判断し、行使します。特に、発行会社の企業価値を毀損する可能性の高い場合、発行会社において重大な企業不祥事が発生している場合などには、慎重に議決権行使を判断します。

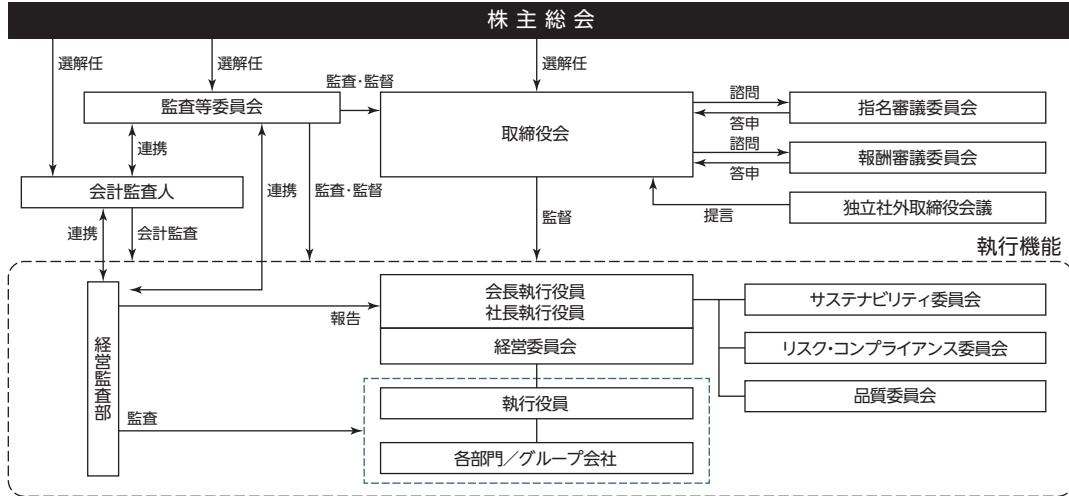
推移は以下のとおりです。

2024年3月末		2025年3月末	
銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
46	62,231	42	49,362



(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制

コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化により、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。



主な会議体の役割及び第160期定時株主総会（2024年6月24日開催）以降の構成

- ① **取締役会** 構成11名（社外取締役6名） 議長：蛭田 史郎（社外取締役）
法令・定款に定められた事項、ニコングループの重要事項を意思決定し、取締役の職務執行の監督を行います。
- ② **監査等委員会** 構成5名（社外取締役3名） 委員長：村山 滋（社外取締役）
独立した機関として、監査等委員以外の取締役・執行役員の業務執行状況を監査・監督します。
- ③ **指名審議委員会** 構成5名（社外取締役3名） 委員長：蛭田 史郎（社外取締役）
取締役及び執行役員の選解任の決定が透明性・客観性をもってなされることを目的に、最高経営責任者・社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名、取締役会の構成の検討、執行役員人事の監督等を行います。
- ④ **報酬審議委員会** 構成5名（社外取締役3名） 委員長：澄田 誠（社外取締役）
役員報酬が透明性・客観性及び業績との連動性をもって定められることを目的に、役員報酬の方針及び関連諸制度の審議、提言を行います。
- ⑤ **独立社外取締役会議** 構成6名（社外取締役6名） 議長：蛭田 史郎（社外取締役）
社外取締役が独立した客観的な立場に基づき意見交換を行うことで、取締役会の課題や審議事項について取締役会に提言する役割を担い、取締役会における議論の活性化を図ります。

なお、リスク・コンプライアンス委員会は、2025年4月1日付にてリスク管理委員会と傘下のコンプライアンス委員会を統合・改称したものです。

■ 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における市場・顧客動向について、映像事業においては、デジタルカメラ市場は中高級機の販売が好調で、市場全体の販売台数・金額とも堅調に推移しました。

精機事業においては、FPD関連分野は、中小型パネル用、大型パネル用、いずれも設備投資は堅調に推移しました。一方、半導体関連分野は、AI関連半導体は好調に推移しましたが、全体としては回復に遅れが見られました。

ヘルスケア事業においては、ライフサイエンスソリューション及びアイケアソリューション分野で、政治・経済環境を背景に、一部地域において市況の停滞が見られました。

コンポーネント事業においては、インダストリアルソリューションズ事業では、半導体や電子部品市場の回復遅れ、並びに最終ユーザーによる在庫調整などの影響を受けました。航空宇宙、EV（電気自動車）市場の設備投資は堅調に推移しました。カスタムプロダクツ事業では、EUV関連市場減速の影響を受け、低調に推移しました。

デジタルマニュファクチャリング事業においては、金属アディティブマニュファクチャリング分野は、中小型装置市場を中心に停滞するも、大型装置市場は防衛領域が市場を牽引し拡大しました。

当社グループは中期経営計画（2022～2025年度）のもと、事業を進展させるとともに、経営基盤の整備を進めています。2025年3月期は、映像事業では、将来の動画戦略展開の中核をなす、業務用シネマカメラのメーカーである米国RED.com, LLC（現RED Digital Cinema, Inc.、以下「RED社」）の完全子会社化を完了、精機事業では、ニコン初となる半導体製造の後工程向け露光装置の開発を発表しました。事業戦略の強化、経営基盤の整備は着実に進捗していますが、さらなる収益性改善に取り組む必要があります。

このような状況の下、当社グループの連結業績は、売上収益は7,152億85百万円、前期比19億60百万円（0.3%）の減収、営業利益は24億22百万円、前期比373億54百万円（93.9%）の減益、親会社の所有者に帰属する当期利益は61億23百万円、前期比264億47百万円（81.2%）の減益となりました。

セグメント情報は次のとおりです。なお、当事業年度より、産業機器事業部とデジタルソリューションズ事業部を統合して、インダストリアルソリューションズ事業部を新設しました。当該事業部の報告セグメントを「コンポーネント事業」とし、従来「デジタルマニュファクチャリング事業」に含まれていた産業機器事業部を「コンポーネント事業」に移管しています。これに伴い、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しています。

売上収益

7,152億円

前期比 △0.3%

営業利益

24億円

前期比 △93.9%

営業利益率

0.3%

前期比 △5.2pt

事業セグメント		主要な事業、内容	売上収益	営業利益	営業利益率
主要事業	映像事業	レンズ交換式デジタルカメラ、レンズ一体型デジタルカメラ、交換レンズ、業務用シネマカメラ	2,953 億円 前期比 +5.6%	413 億円 前期比 △11.3%	14.0 % 前期比 △2.6pt
	精機事業	FPD露光装置、半導体露光装置、アライメントステーション、計測・検査装置	2,019 億円 前期比 △7.9%	15 億円 前期比 △89.8%	0.8 % 前期比 △6.1pt
戦略事業	ヘルスケア事業	生物顕微鏡、網膜画像診断機器、細胞受託生産	1,164 億円 前期比 +7.9%	67 億円 前期比+25.0%	5.8 % 前期比 +0.8pt
	コンポーネント事業	EUV関連コンポーネント、光学部品、光学コンポーネント、エンコーダ、測定・検査システム、FPDフォトマスク基板	741 億円 前期比 △13.7%	71 億円 前期比 △52.5%	9.7 % 前期比 △7.9pt
	デジタルマニュファクチャリング事業	金属3Dプリンター、光加工機、3Dスキャナー、材料加工受託	233 億円 前期比 +11.2%	△152 億円 前期比 —	△65.2 % 前期比 +1.9pt

(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでいます。

映像事業

APS-Cサイズミラーレスカメラ「Z50II」やフルサイズミラーレスカメラ「Z6III」等の新製品を中心にミラーレスカメラ及び交換レンズの販売数が増加したことに加え、円安効果もあり、増収となりました。一方、低調なシネマ業界の影響を受けたRED社の営業赤字に加え、Mark Roberts Motion Control Limitedの固定資産減損損失等の一時費用を計上したことにより減益となりました。

精機事業

FPD露光装置分野は、中小型パネル用、大型パネル用、いずれも装置の販売台数が増加し、増収増益となりました。一方、半導体露光装置分野は、新品装置の販売台数が減少したことに加え、固定資産の減損損失及び棚卸資産の評価損といった一時費用を計上したこともあり、減収減益となりました。この結果、当事業は減収減益となりました。

ヘルスケア事業

ライフサイエンスソリューション分野で市場停滞の影響を受けましたが、アイケアソリューション分野及び細胞受託生産ソリューション分野での堅調な販売に加えて円安効果により、事業全体として増収増益となりました。

コンポーネント事業

インダストリアルソリューションズ事業では、大型のX線/CT検査装置の販売は堅調に推移したものの、光学部品、エンコーダの販売が減少し、減収減益となりました。カスタムプロダクツ事業では、EUV関連コンポーネントの販売がEUV関連市場減速の影響を受け、減収減益となりました。この結果、当事業は減収減益となりました。

デジタルマニュファクチャリング事業

中小型装置の販売が減少する一方で大型装置の販売は好調に推移し、増収となりました。一方で、中小型装置の生産数量減少による生産コストの上昇や米国拠点の整備、研究開発等の先行投資の増加により減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は693億11百万円であり、事業別の投資額は、映像事業148億1百万円、精機事業93億55百万円、ヘルスケア事業54億69百万円、コンポーネント事業92億23百万円、デジタルマニュファクチャリング事業40億2百万円です。

主な設備投資の内容は、2024年7月に稼働を開始した新本社の建設に加え、映像事業におけるミラーレスカメラ関連の生産設備、精機事業における新製品生産にかかる生産設備及びその他諸設備の維持・更新、及びコンポーネント事業における生産設備の増設です。

(3) 資金調達の状況

当事業年度末現在の有利子負債残高は2,136億48百万円であり、前期末と比べ214億77百万円増加しています。なお、当事業年度において増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

2. 対処すべき課題

当社グループは、2030年のありたい姿「人と機械が共創する社会の中心企業」に向けて、2022年度から2025年度までの中期経営計画を策定し、活動しています。

これまで、事業戦略の強化と経営基盤の整備は着実に進捗し、売上収益は中期経営計画の最終年度目標である7,000億円を2023年度に前倒しで達成しました。しかしながら、営業利益については、半導体市況の悪化等によるBtoB（法人向け）事業の収益が大きく落ち込み、目標として掲げた700億円を下回る見通しです。これに対し、事業構造改革に加え、低稼働資産の売却等によるバランスシート効率化等に取り組むことで、収益性の向上を目指します。

今後は2030年に向けて、注力分野に経営資源を集中し、組織の最適化と成長領域の明確化を行います。同時に、各事業の拡大を支えるため、人的資本経営やサステナビリティ戦略の継続的な取り組みに加え、DX・ものづくりへの投資や経営管理の強化を図ります。また、株主還元の実施も継続していきます。

3. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	100.0%	光学ユニット、交換レンズ、対物レンズ、光学部品、機械部品等の製造
株式会社栃木ニコンプレジジョン	100.0%	半導体/FPD露光装置用ユニット、投影レンズの製造
Nikon Europe B.V.	100.0%	欧州におけるグループ会社の資金の集中的調達・管理・運用等。カメラ、顕微鏡等の輸入販売、サービス
Nikon Singapore Pte. Ltd.	100.0%	カメラ、顕微鏡、測定機等の輸入販売、サービス、半導体装置の保守サービスと中古機の販売
株式会社ニコンイメージングジャパン	100.0%	カメラ等の販売、サービス
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	100.0%	デジタルカメラ、交換レンズ、デジタルカメラ用ユニットの製造
Nikon Inc.	* 100.0%	カメラ等の輸入販売、サービス
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	* 100.0%	カメラ等の輸入販売、サービス
Nikon Precision Inc.	* 100.0%	半導体装置の輸入販売、保守サービス、中古機の販売
Optos Plc	100.0%	超広角走査型レーザー検眼鏡等の製造、販売、サービス
Nikon Metrology NV	* 100.0%	産業機器の欧州・米州地域における財務・経理・法務・IT・マーケティングの統括管理
Nikon SLM Solutions AG	100.0%	金属アディティブマニユファクチャリングにおける統合ソリューションの提供
Nikon Advanced Manufacturing Inc.	* 100.0%	アディティブマニユファクチャリング事業の統括管理、事業企画

(注) *印は間接所有を含めた出資比率であることを表します。

4. 主要な組織再編行為等の状況

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

「第161期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）株式の状況 ⑥ 自己株式の取得及び消却の件」に記載した事項以外に、該当事項はありません。

■ 会社の現況

1. 会社役員の内訳

(1) 取締役の内訳（2025年3月31日現在）

	地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※	取締役（会長執行役員）	馬立 稔和	CEO
※	取締役（社長執行役員）	徳成 旨亮	COO、CFO、CRO、サステナビリティ戦略部担当
*	取締役（専務執行役員）	大村 泰弘	CTO、Deputy CFO、経営戦略本部長、経営監査部担当、映像ソリューション推進室担当、ITソリューション本部担当、光学本部担当、生産本部担当
	取締役（取締役会議長）	蛭田 史郎	—
	取締役	澄田 誠	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 社外取締役
	取締役	立岡 恒良	三菱商事株式会社 社外取締役 監査等委員
	取締役（常勤監査等委員）	萩原 哲	—
*	取締役（常勤監査等委員）	菊地 誠司	—
*	取締役（監査等委員会委員長）	村山 滋	—
	取締役（監査等委員）	山神 麻子	カゴメ株式会社 社外取締役 監査等委員 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役
	取締役（監査等委員）	千葉 通子	カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社NTTドコモ 社外取締役 監査等委員 三井不動産株式会社 社外監査役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. *印は2024年6月24日開催の第160期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。

3. 蛭田史郎、澄田誠、立岡恒良、村山滋、山神麻子及び千葉通子の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しています。

4. 常勤の監査等委員である取締役として、萩原哲及び菊地誠司の両氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っています。

5. 萩原哲及び菊地誠司の両氏は、当社の財務・経理部門における長年の経歴を有しており、また、千葉通子氏は公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 2024年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって、蛭田史郎氏は任期満了により監査等委員である取締役を退任し、監査等委員以外の取締役に選任されています。村山滋氏は、任期満了により監査等委員以外の取締役を退任し、監査等委員である取締役に選任されています。

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補することとしています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社執行役員等であり、被保険者がその保険料の約一割を負担しています。

なお、当該役員等賠償責任保険契約においては、当社取締役及び当社執行役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、一定の免責額の定めを設け、当該金額に至らない損害については填補の対象としないこととしています。

(4) 取締役及び執行役員等の報酬等

① 取締役及び執行役員等の個人別報酬等の決定方針

(i) 報酬の基本方針

当社の取締役及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。以下、執行役員、エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを総称して「執行役員等」という）の役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定めています。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

(ii) 報酬体系及び業績連動の仕組み

執行役員等（執行役員等を兼務する取締役を含む）の報酬体系は、金銭報酬（定額報酬及び賞与）並びに株式報酬で構成します。賞与及び株式報酬は、各人の定額報酬に役位・職責に応じた比率を乗じた金額を標準支給額とし、定額報酬を1とした場合における各報酬の標準支給額の割合の範囲は以下のとおりです。

株式報酬は、譲渡制限付株式を用いたPSU（Performance Share Unit：業績連動型株式報酬）及びRS（Restricted Stock：譲渡制限付株式報酬）とし、中期経営計画で定める目標達成に向けたインセンティブに加え、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有の促進をより一層図ることを目的としています。なお、執行役員等を兼務しない取締役の報酬は、定額報酬のみとしています。

種類		内容	割合
金銭報酬	定額報酬	業績に連動しない。12で除した金額を毎月支給する。	1.0
	賞与	単年度の連結業績（ROE、営業利益額）、各担当部門の目標達成度及び定性評価等を踏まえ、標準支給額に対し0～200%の範囲で変動する。原則として毎年6月に支給する。	0.6～ 0.7
株式報酬	PSU	中期経営計画における最終事業年度の連結ROE及び、各事業年度の連結業績（売上収益、営業利益率）、戦略課題の目標達成度を踏まえ、標準支給額を所定の時期の当社株式の時価で除した数に対し0～150%の範囲で変動する。譲渡制限付株式又はその時価相当額の金銭を、原則として各事業年度の終了後最初に到来する6月に交付する。	0.1～ 0.225
	RS	標準支給額を取締役会決議時の当社株式の時価で除した数の譲渡制限付株式又はその時価相当額の金銭を、原則として毎年6月に交付する。	0.3～ 0.45

- (注) 1. 株式報酬は、事業年度毎に株式の希薄化率が1%を超えない範囲内で交付。当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位からも退任するまでの期間中の処分を原則として禁止。
2. PSU及びRSの交付日までに正当な事由により退任した場合又は当該交付日に国内非居住者である場合には、譲渡制限付株式に代わる時価相当額の金銭を支給。

(iii) 報酬審議委員会による報酬額、算定方法の審議を踏まえた決定

監査等委員以外の取締役及び執行役員等の役員報酬は、役位、職務執行の内容及び責任等諸般の事情を総合的に勘案のうえ、報酬審議委員会で審議を行い、その審議結果に基づいて取締役会の決議によって決定します。監査等委員である取締役の役員報酬は、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

報酬審議委員会は、委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、役員報酬の決定にあたっては、当社業績、事業規模に見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮しています。

(iv) 返還請求等

当社の取締役（監査等委員である取締役及び外国籍の者を除く）及び執行役員等に重大な法令違反等の非違行為が判明したときその他の事由が生じた場合は、支給ないし付与される賞与、PSU及びRSの全部又は一部の失効、返還請求その他の措置を講じることができるものとしています。

② 取締役及び執行役員等の個人別報酬等の決定方針の決定方法並びに当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役及び執行役員等の個人別報酬等の決定方針は、報酬審議委員会にて検討のうえ取締役会に答申し、2022年5月20日開催の当社取締役会において審議・検討のうえ決定し、2025年3月28日開催の当社取締役会において審議・検討のうえ当該方針を2025年4月1日付で改定していますが、実質的な内容に変更はありません。当事業年度は、報酬審議委員会にて、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬と改定前の方針との整合性について検討を行い、当該方針に沿う旨を取締役に答申し、取締役会においても当該方針に沿うものと判断しています。

③ 業績連動報酬等に関する事項

2025年3月期の賞与を算定する際の連結業績に関する指標、基準値及び実績値は以下のとおりです。連結ROEは資本効率性を測るため、また、連結営業利益は収益力を測るために用いています。

業績指標等	下限	基準	上限	実績	達成度
適用係数 (%)	50	100	200	0.9	0%
連結ROE (%)	3.3	4.3	6.3	24	0%
連結営業利益 (億円)	280	350	570		

(注) 1. 業績が下限を下回る場合、適用係数は0%、上限を上回る場合は、適用係数は200%。

2. ウェイトはそれぞれ、役位により10～50%。

2025年3月期のPSUを算定する際の指標、基準値及び実績値は以下のとおりです。連結業績のうち、連結売上収益及び連結営業利益率は中期経営計画における財務目標の達成度を測り、成長ドライバー及びサービス・コンポーネントの営業利益額は中期経営計画における戦略目標の達成度を測るために用いています。

業績指標等	下限	基準	上限	実績	達成度
適用係数 (%)	50	100	150	7,152	147%
連結売上収益 (億円)	6,000	6,500	7,200	0.3	0%
連結営業利益率 (%)	8.0	9.0	11.0	△63	0%
成長ドライバーの営業利益額 (億円)	220	250	310	245	0%
サービス・コンポーネントの営業利益額 (億円)	360	400	490	—	75%
経営基盤強化に向けた取り組み	サステナビリティ戦略、人的資本経営等の取り組みを評価				

(注) 1. 各事業年度において、上記評価指標を用いるほか、中期経営計画の最終事業年度には、連結ROEの評価を実施。

2. 業績が下限を下回る場合、適用係数は0%、上限を上回る場合は、適用係数は150%。

3. ウェイトは連結売上収益及び連結営業利益率が各30%、成長ドライバー及びサービス・コンポーネントの営業利益額が各15%、経営基盤強化に向けた取り組みが10%。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、非金銭報酬等として、譲渡制限及び無償取得事由等の定めのある、PSU及びRSを交付しています。PSU及びRSの内容は、「① 取締役及び執行役員等の個人別報酬等の決定方針 (ii) 報酬体系及び業績連動の仕組み」に記載のとおりです。交付状況は、「第161期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)」の「株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑤ 取締役の報酬等に関する事項

区分	員数 (名)	報酬の種類別総額 (百万円)				総額 (百万円)
		定額	賞与	PSU	RS	
監査等委員以外の取締役	8	265	11	17	75	368
うち社外取締役	4	66	—	—	—	66
監査等委員である取締役	7	112	—	—	—	112
うち社外取締役	4	49	—	—	—	49

- (注) 1. 上記の賞与及びPSUの額は、報酬審議委員会の審議を経て、2025年5月19日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役に支給することを決議したものです。
2. 監査等委員以外の取締役に、2024年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員以外の取締役を退任した2名 (うち、社外取締役1名) を含んでいます。
3. 監査等委員である取締役に、2024年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任した2名 (うち、社外取締役1名) を含んでいます。
4. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けています。

⑥ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で算定しています。

決議年月日	決議内容	員数 ^{*1} (名)
2016年6月29日	【金銭報酬】 監査等委員である取締役の報酬は、年額1億5,000万円以内	監査等委員である取締役5名
2022年6月29日	【株式報酬 (PSU)】 監査等委員以外の取締役 ^{*2} に交付するPSUは、各評価対象事業年度あたり交付株式数は11万株以内 ^{*3}	3名
	【株式報酬 (RS)】 監査等委員以外の取締役 ^{*2} に交付するRSは、譲渡制限付株式の取得に係る出資財産として付与される金銭債権の総額は1事業年度あたり1億円以内、交付株式数は1事業年度あたり15万株以内	
2024年6月24日	【金銭報酬】 監査等委員以外の取締役の報酬は、年額7億円以内 ^{*4} (うち社外取締役分は1億円以内)	6名 (うち社外取締役3名)

事業報告

- ※1 決議された時点において、その定めの対象とされていた員数。
- ※2 社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く。
- ※3 譲渡制限付株式の取得に係る出資財産とするために付与される金銭報酬債権及び金銭の合計額の上限は、交付株式数の上限11万株に譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値を乗じた金額とする。
- ※4 使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない。

この事業報告に記載する株式数は、表示単位未満を四捨五入しています。
また、記載する金額は、百万円未満を四捨五入し、億円未満を切り捨てています。

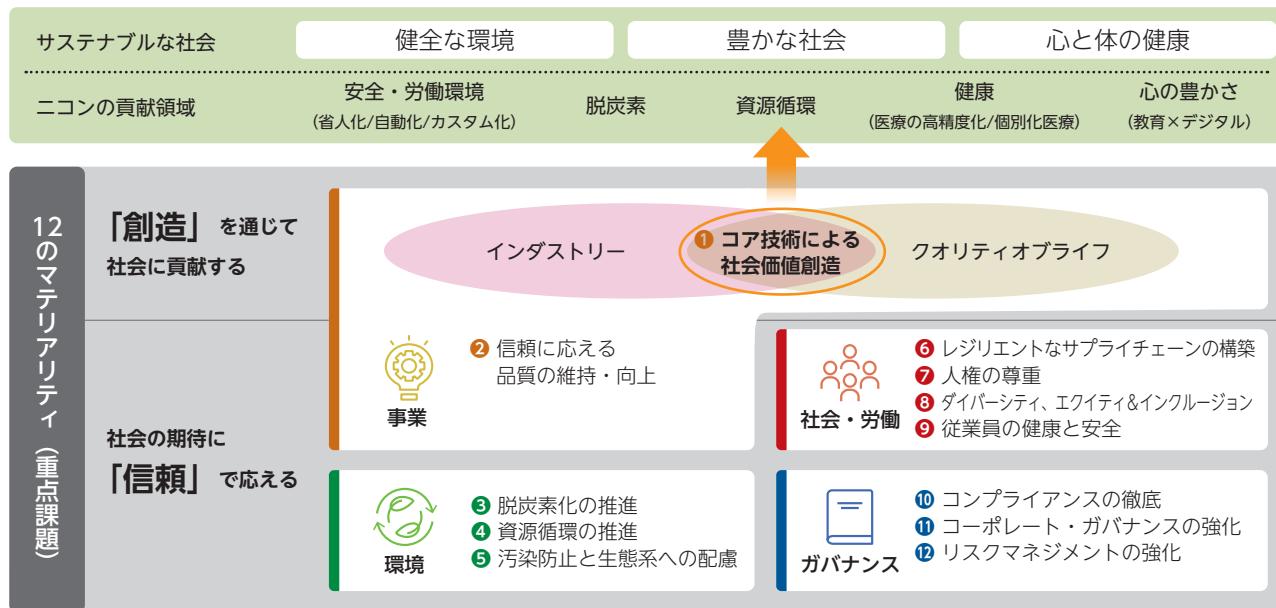
以 上



ニコングループでは、企業理念である「信頼と創造」を事業活動の中で具現化することで、持続可能な社会に貢献しつつ自社の持続的成長を図ることが、サステナビリティであると考えています。

「社会の期待に『信頼』で応える」と『創造』を通じて社会に貢献する」の2つの側面から、事業、環境、社会・労働、ガバナンスの4分野において12のマテリアリティ（重点課題）を選定し、それぞれのありたい姿や戦略を掲げ、それに基づく指標や目標を策定しています。これらをサステナビリティ戦略として中期経営計画や年度計画の中に落とし込み、事業と一体のものとして推進しています。

サステナビリティ戦略



サステナビリティ報告書で、持続可能な社会への取り組みを紹介しています。



ニコングループは、サステナビリティ活動を積極的に推進している企業として、さまざまな外部機関より評価されています。

MSCI ESG レーティング [AAA]

MSCI ESG RATINGS



CCC B BB BBB A AA AAA

Sustainability Yearbook 2025
[Top10% S&P Global CSA Score]



*THE USE BY NIKON CORPORATION OF ANY MSCI ESG RESEARCH LLC OR ITS AFFILIATES ("MSCI") DATA, AND THE USE OF MSCI LOGOS, TRADEMARKS, SERVICE MARKS OR INDEX NAMES HEREIN, DO NOT CONSTITUTE A SPONSORSHIP, ENDORSEMENT, RECOMMENDATION, OR PROMOTION OF NIKON CORPORATION BY MSCI. MSCI SERVICES AND DATA ARE THE PROPERTY OF MSCI OR ITS INFORMATION PROVIDERS, AND ARE PROVIDED 'AS-IS' AND WITHOUT WARRANTY. MSCI NAMES AND LOGOS ARE TRADEMARKS OR SERVICE MARKS OF MSCI.

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	163,590	仕入債務及びその他の債務	82,200
売上債権及びその他の債権	125,441	社債及び借入金	71,413
棚卸資産	307,533	未払法人所得税	5,474
その他の金融資産	3,116	前受金	68,157
その他の流動資産	20,540	引当金	5,756
流動資産合計	620,220	その他の金融負債	31,814
非流動資産		その他の流動負債	40,731
有形固定資産	146,473	流動負債合計	305,545
使用権資産	18,752	非流動負債	
のれん及び無形資産	165,462	社債及び借入金	122,157
退職給付に係る資産	13,998	退職給付に係る負債	7,897
持分法で会計処理されている投資	10,068	引当金	6,521
その他の金融資産	76,111	繰延税金負債	11,347
繰延税金資産	58,614	その他の金融負債	13,480
その他の非流動資産	817	その他の非流動負債	4,345
非流動資産合計	490,294	非流動負債合計	165,746
資産合計	1,110,514	負債合計	471,291
		資本	
		資本金	65,476
		自己株式	△7,761
		その他の資本の構成要素	67,147
		利益剰余金	513,115
		親会社の所有者に帰属する持分	637,977
		非支配持分	1,246
		資本合計	639,223
		負債及び資本合計	1,110,514

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	715,285
売上原価	△403,318
売上総利益	311,968
販売費及び一般管理費	△295,155
その他営業収益	2,241
その他営業費用	△16,631
営業利益	2,422
金融収益	5,960
金融費用	△6,994
持分法による投資利益	3,146
税引前利益	4,533
法人所得税費用	1,590
当期利益	6,123
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,123
非支配持分	△0
当期利益	6,123

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	311,317	流動負債	253,627
現金及び預金	45,228	電子記録債務	8,260
受取手形	4,627	買掛金	48,895
売掛金	45,319	短期借入金	39,950
製品	39,433	1年内返済予定の長期借入金	15,385
半製品	2,844	1年内償還予定の社債	10,000
原材料	365	リース債務	356
仕掛品	108,201	設備関係未払金	8,728
貯蔵品	14,897	未払費用	30,311
関係会社短期貸付金	30,818	未払法人税等	873
未収還付法人税等	8	前受金	46,944
未収入金	15,561	預り金	41,569
その他	4,018	製品保証引当金	1,639
貸倒引当金	△1	その他	717
固定資産	437,400	固定負債	140,746
有形固定資産	86,088	社債	10,000
建物	46,213	長期借入金	112,623
構築物	1,254	リース債務	686
機械及び装置	15,234	資産除去債務	1,708
車両運搬具	45	関係会社事業損失引当金	14,932
工具、器具及び備品	9,130	その他	797
土地	8,297	負債合計	394,373
リース資産	840	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,075	株主資本	324,464
無形固定資産	23,461	資本金	65,476
ソフトウェア	15,213	資本剰余金	80,712
技術資産	6,961	資本準備金	80,712
その他	1,287	利益剰余金	186,037
投資その他の資産	327,851	利益準備金	5,565
投資有価証券	67,291	その他利益剰余金	180,472
関係会社株式	192,625	研究開発積立金	2,056
出資金	2	買換資産圧縮積立金	3,923
関係会社出資金	16,790	圧縮積立金	2,612
関係会社長期貸付金	4,652	オープンイノベーション	
前払年金費用	12,827	促進積立金	321
繰延税金資産	35,980	別途積立金	111,211
その他	1,195	繰越利益剰余金	60,349
貸倒引当金	△3,510	自己株式	△7,761
		評価・換算差額等	28,189
		その他有価証券評価差額金	28,178
		繰延ヘッジ損益	10
		新株予約権	1,692
資産合計	748,716	純資産合計	354,344
		負債純資産合計	748,716

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		452,779
売上原価		316,094
売上総利益		136,685
販売費及び一般管理費		138,607
営業損失		1,922
営業外収益		
受取利息・配当金	9,240	
その他の営業外収益	5,267	14,506
営業外費用		
支払利息	1,760	
その他の営業外費用	8,406	10,166
経常利益		2,419
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	4,743	
固定資産受贈益	3	4,771
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産減損損失	7,822	
投資有価証券評価損	143	
構造改革関連費用	2,032	
関係会社事業損失	5,277	
その他	33	15,310
税引前当期純損失		8,121
法人税、住民税及び事業税	1,224	
法人税等調整額	△4,904	△3,680
当期純損失		4,441

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎	肇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新庄	和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 ニコン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎	肇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新庄	和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、グループの内部統制システムが適正に整備、運用されているかに重点を置いた監査活動を展開しました。監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部監査部門その他関係部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。さらに、子会社については、監査計画に基づき選定した子会社の監査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社 ニコン 監査等委員会

監査等委員 村山 滋 ㊞

監査等委員 山神麻子 ㊞

監査等委員 千葉通子 ㊞

常勤監査等委員 萩原 哲 ㊞

常勤監査等委員 菊地 誠司 ㊞

(注) 監査等委員 村山滋、監査等委員 山神麻子及び監査等委員 千葉通子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

TOPICS

2024年度（2024年4月～2025年3月）のトピックス

2024年

2024年10月

「ニコンミュージアム」をリニューアルオープン



4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

2025年

1月

2月

3月

2024年11月

APS-Cサイズミラーレスカメラ「ニコン Z50II」の発売を発表



2024年10月

解像度1.0マイクロメートル（L/S*）のデジタル露光装置の開発を推進

※ Line and Space の略。配線の幅と隣り合う配線同士の間隔のことを指します



デジタル露光装置のイメージ

2025年2月

Heartseed株式会社がiPS細胞を用いた心筋再生治療薬（HS-001）の第I/II相LAPiS試験における10例目の投与完了を発表

株式会社ニコン・セル・イノベーションが治験用のiPS細胞由来心筋細胞・心筋球を製造



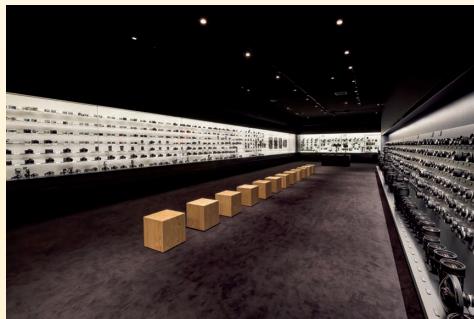
東京都品川区西大井への本社移転に伴い、ニコンミュージアムを新本社内に移転し、2024年10月にリニューアルオープンしました。創立の1917年から100年を超える歩みを「伝統と革新」を象徴する製品や技術、そしてそこに込めたニコンの思いを、エピソードとともに紹介するミュージアムです。

エントランス、インダストリー（BtoB 事業）、コンシューマー（BtoC 事業）、シアターの4つのゾーンで構成。縮小投影型露光装置「NSR-1505G2A」をはじめ、科学と産業の発展を支えてきた顕微鏡や測定機、また、1948年に発売されたニコンカメラの初号機である「ニコン I 型」から最新のデジタルカメラなど、約1,300点のニコンの製品や技術をその歴史とともに一堂に展示しています。ぜひお越しください。



インダストリーゾーン

「ニコンの技術のシンボル」である合成石英ガラスインゴットを中心に、半導体、エレクトロニクス、自動車などの産業分野をはじめ、ヘルスケア分野や学術分野など、さまざまな業界の発展に貢献する製品と技術を展示しています。



コンシューマーゾーン

ニコン I 型から始まる歴代のカメラやレンズはもちろん、報道や宇宙開発など、幅広い分野で活躍するニコン製品をご紹介します。創業初期から製造し続けている双眼鏡や、眼鏡も展示しています。

概要

開館時間	10:00～17:30（最終入館は17:00 まで）
休館日	月曜日、日曜日、祝日及び当館の定める日 ※土曜日が祝日の場合は休館となります。 ※荒天や交通機関の状況などで、休館や開館時間の変更をする場合があります。
入館料	無料
住所	東京都品川区西大井1-5-20 株式会社ニコン 本社/イノベーションセンター1F
交通	JR 横須賀線、湘南新宿ライン 西大井駅より徒歩約4分 JR 京浜東北線、東京臨海高速鉄道りんかい線、東急大井町線 大井町駅より徒歩約12分 東急大井町線 下神明駅より徒歩約10分
備考	お客様用の駐車場及び駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

株主総会会場ご案内図



- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 車椅子等にてご来場の株主様には、会場に専用のスペースを設けております。
- 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
(お身体の不自由な方の同伴等は除きます。)



株式会社 **ニコン**

140-8601 東京都品川区西大井1-5-20

www.jp.nikon.com

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。